

令和 7 年度 ひまわり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ひまわり福祉会
所 在 地	大阪市住吉区荻田 3-12-7
電 話 番 号	06-6697-8450
代表者氏名	理事長 植野 玲子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ひまわり保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区清水丘 2-10-34
連 絡 先	電話番号 06-6678-6760 FAX 06-4703-3678
管 理 者	園長 岩本 知子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 18人 1歳児 18人 2歳児 18人 3歳児 18人 4歳児 18人 5歳児 18人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 40人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 10人
開 設 年 月 日	平成14年4月1日
事 業 所 番 号	2710051004580
ホ ー ム ペ ー ジ	https://himawarifukushikai.or.jp/hoiku/

3 施設の目的・運営方針

ひまわり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		456.56 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4階建のうち1～3階
	延べ面積	607.31 m ²
園 庭		地上園庭 117 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
ほふく室・乳児室	2 室	ばら組（0歳児クラス）すみれ組（1歳児クラス）
保育室	4 室	さくら組（2歳児クラス）、きく組（3歳児クラス）、 しろ組（4歳児クラス）、みどり組（5歳児クラス） について各1室
調理室	1 室	
事務室	1 室	医務コーナー含む

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 幼稚園施設の利用、異年齢児との交流

ひまわり幼稚園との提携により、園庭、施設の利用をし、安全な環境を確保しながら保育を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）R7年4月1日予定

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士等	保育計画の作成・実施・記録 その他保育上必要な事項	20	11	9（常勤並6）	
調理員	給食材料等の購入・調理の実施・記録	2	2		栄養士兼調理員
事務員		1			

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフト制
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

また夏期（8月13日から8月15日）・新年度準備（3月27日）のための休園にご協力いただいております。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

平日 開園時間 7：00～19：00

認定区分	利用可能時間
保育標準時間（最大11時間）	7：00～18：00（※注1）
保育短時間（最大8時間）	8：00～16：00（※注2）

（※注1）上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、

18時から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。

（※注2）上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、

7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※時間外保育の利用は、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要です。

土曜日 開園時間 7：00～18：00

認定区分	利用可能時間
保育標準時間（最大11時間）	7：00～18：00
保育短時間（最大8時間）	8：00～16：00（※注3）

（※注3）上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2 歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3～5 歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 当保育所の保育期間を修了したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	畑小児科
医院長名又は医師名	中 篤子
所在地	大阪市住吉区長居 3-9-3
電話番号	06-6691-5919

(2) 歯科

医療機関の名称	おぐら歯科クリニック
医院長名又は医師名	小倉 京平
所在地	大阪市住吉区荻田 9-11-16
電話番号	06-7668-2290

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 3 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 長野 千寿 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 ・電話番号 0 6 - 6 6 7 8 - 6 7 6 0 F A X 0 6 - 4 7 0 3 - 3 6 7 8 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	向山敏弘	元保育園施設長

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	災害共済給付
保険掛け金	300 円 別表（P 7）をご参照ください

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	12人	11人	9人
1歳児	16人	16人	18人
2歳児	18人	17人	17人
3歳児	14人	17人	17人
4歳児	13人	14人	17人
5歳児	17人	12人	13人
計	90人	87人	91人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。園周辺道路、隣接する建物等での喫煙もお控えください。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
幼児主食費	2号認定を受けた子どもに係る幼児主食費	月額 2,200 円
幼児副食費	2号認定を受けた子どもに係る幼児副食費	月額 4,800 円
行事費	入園・進級お祝い会、運動会、作品展、生活発表会等年中行事・園外保育他に係る費用	月額 1,000 円
修了記念費	5歳児クラスのみ 卒園アルバム代、卒園記念品代、卒園式土産代 他	月額 1,200 円
貸布団代	0歳児～3歳児の午睡用	月額（R6年度） 1,300 円
制服・用品代	希望者のみ指定業者へ発注 別添用品一覧表をご参照下さい	参考 かばん 3,300 円 I Cカード 610 円 アトリエ 2,400 円 クレパス 740 円 他
絵本代	指定業者へ発注	参考 5歳児 月額 470 円
日本スポーツ振興センター （学校安全会）	災害共済掛け金	年額 300 円 （毎年6月に徴収）

国の制度改正により令和6年9月より第2子以降の保育料が無償となりました。

2 時間外保育に係る利用者負担

延長保育 月曜日～金曜日

午後6時～午後7時

利用料 1ヶ月 2,900 円（ただし3回までは1回 500 円）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、ご要望があれば領収証を交付いたします。